

先端課題対応型ベンチャー事業化支援等事業  
に係る支援案件公募要領

平成27年5月

株式会社野村総合研究所

## 1. 事業目的

我が国には、優れたビジネスアイデアや技術など、潜在的な成長力のあるシーズが存在するものの、大きく成長する新事業の創出が進んでいません。この背景には、起業家等を支援する人材とネットワークが不十分なことがあります。

本事業では、新事業創出に係る一流の支援者を成長力のある起業家等の元に派遣し、徹底したハンズオン支援を実施することによって、新事業創出を促進します。さらに、支援者のネットワークを形成し、ハンズオン支援の過程で得られた手法やノウハウを広く世の中に横展開し、支援人材を育成します。

## 2. 事業概要

- ①シードステージ支援の優れた支援者のプラットフォームとして「新事業創出支援関係者会議」、「支援人材ワーキンググループ」を形成します。
- ②支援者会議で決定する方針に基づき、ワーキンググループの支援者がシードステージ支援のモデル事業を実施します。
- ③モデル事業の成果や課題を幅広く普及し、優秀な支援人材の育成を図ります。またモデル事業の過程で出てきた課題をもとに政策提言します。
- ④支援者等のネットワークを活用し、ベンチャー経営者、支援人材等を大学の講座に派遣することなどにより、起業家教育の充実を図ります。

## 3. 事業の実施体制

シードステージ支援に関する優れた支援者と、その関係者の切磋琢磨・情報共有のプラットフォームとして「新事業創出支援関係者会議」、「支援人材ワーキンググループ」を形成します。

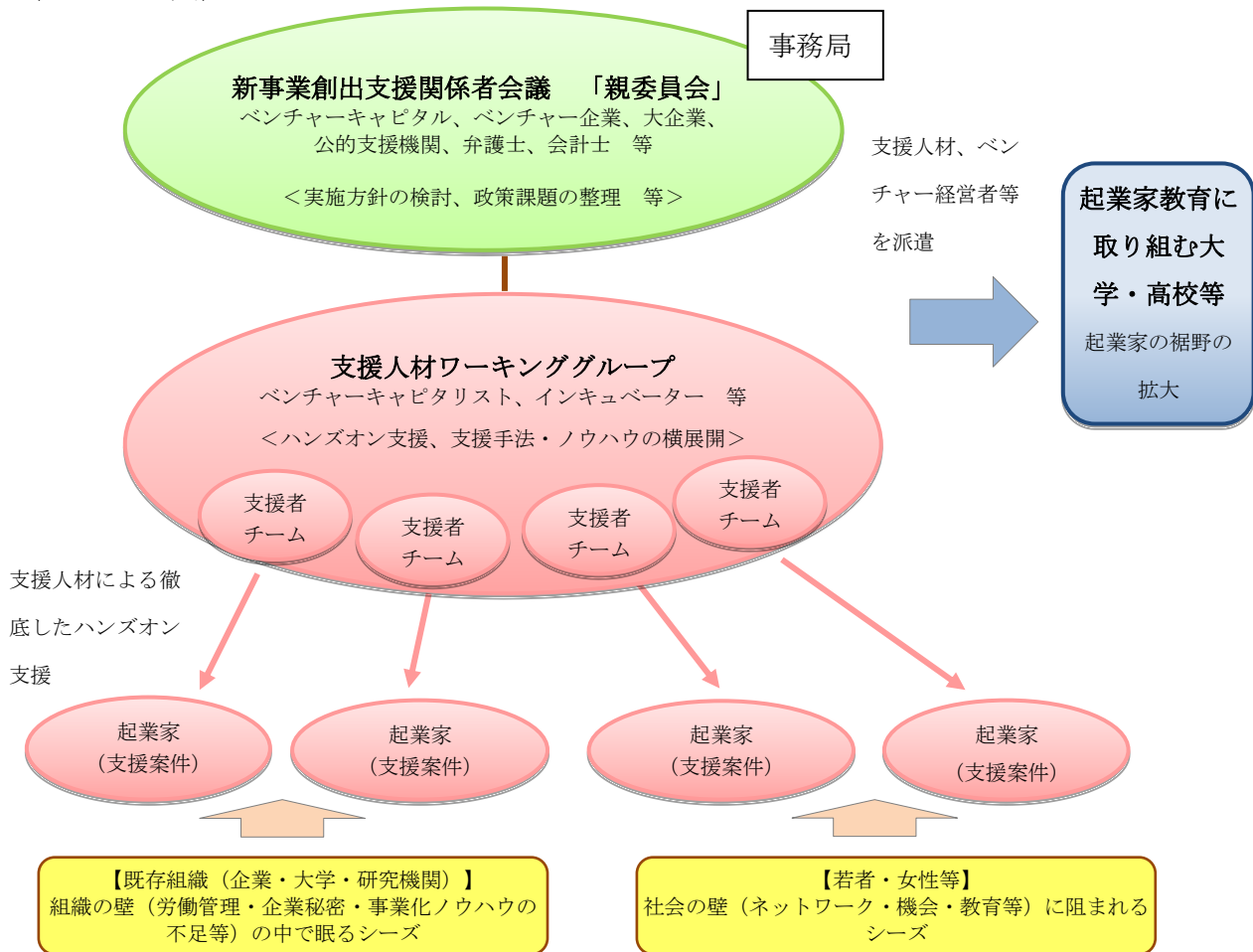
### 【新事業創出支援者会議】

- ・VC、コンサルタント、インキュベーター、ベンチャー企業、大企業、弁護士事務所、監査法人、公的支援機関で構成。
- ・支援方針の決定、ワーキンググループメンバーの決定、モデル事業の決定、モデル事業のモニタリングと成果の評価、成果の普及、支援課題の抽出と政府への提言などを実施。

### 【支援人材ワーキンググループ】

- ・VC、コンサルタント、インキュベーター等の支援者で構成。
- ・シードステージ支援のモデル事業を実施。モデル事業の状況を月1回程度開催されるワーキンググループ会議で共有。支援の成果や支援課題を支援関係者会議に報告。

(スキーム図)



※ この公募の対象は支援人材ワーキンググループの支援者チームから支援を受ける支援案件

(参考：支援者チームが担当する業務)

具体的 作業	<p>① 公募等により選定されたモデル事業案件（ビジネスシーズ）の事業化支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 公募等により選定された案件について、事業化を支援。</li> <li>- 各支援者チームが原則 1～2 案件を担当。</li> </ul> <p>② 支援委託費の執行と管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- モデル事業案件の支援に必要な事業費（委託費）の執行と管理（詳細は別添 2）</li> </ul> <p>③ ワーキンググループへの参加</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- ワーキンググループ（月 1 回程度開催予定）において、担当案件の進捗状況について報告。支援者間で直面する課題や対応策について共有する。</li> </ul> <p>④ 中間・最終報告書の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 支援案件に関し、中間報告書と最終報告書を作成・提出する。（詳細は事務局指定）</li> </ul> <p>⑤ ベンチャー経営者、支援人材等を大学の講座に派遣する事業に協力する。</p> <p>⑥ 起業家教育講座を受講する学生をインターンとして受け入れる。</p>
期間	支援実施期間は 6 ヶ月を目途とする。
事業費	人件費、試作品開発費、テストマーケティング費等を必要に応じて支給。（別添 2）

## 4. 支援人材ワーキンググループ支援案件の公募

### (1) 総論

本事業における支援人材ワーキンググループの支援案件については、「原則として創業前か創業後3年以内」の新規性・独創性を有するビジネスシーズの保有者に対し公募を行います。応募者については、事務局での予備審査の後、新事業創出支援関係者会議での本審査により採択を決定します。なお、応募に当たっては、支援者(※)の推薦状(別添1の様式5)を添付するか支援者マッチング希望書(別添1の様式6)を添付し、案件審査の過程で支援者とのマッチングを実施します。

※平成26年度補正予算「先端課題対応型ベンチャー事業化支援等事業」の第1次公募において採択された支援者チーム、又は同事業の第2次公募において応募する支援者チーム。

### (2) 応募資格

本公募の応募資格は、以下の全ての要件を満たす機関とします。応募にあたっては(別添1)「提出書類フォーマット」をご提出下さい。

※1:本公募は、本社所在地等が地方(※)である支援案件のみが対象となります。

※「地方」とは、平成24年度補正予算及び平成25年度補正予算による「新事業創出のための目利き・支援人材育成等事業」において採択された支援案件が特に多い東京都以外の道府県をいいます。

※2:平成24年度補正予算及び平成25年度補正予算による「新事業創出のための目利き・支援人材育成等事業」において採択された支援案件は、本公募の対象にはなりません。

- 日本国内に活動拠点を有する会社、組合、NPO、個人等
- 応募時点において、申請の核となるビジネスシーズが申請者の発明である、もしくは申請者が中心的に発明に関わった者であること
- 申請の核となるビジネスシーズの発明者及び発明者が所属する機関等の同意が得られていること
- 申請の核となるビジネスシーズをもって、社会に新たな価値を生み出すという理念をもっていること
- 新規性・独創性を有するビジネスシーズを有すること
- 事業化を目指すために必要な初歩的なビジネスプランを有すること
- 事業化を目指すために必要な初歩的な経営チームを有すること
- 本事業に係る経理及び事務についての説明・報告が適切にできるなど、事業上必要となる事務処理ができること

(3) 選定する支援案件数

2～3 案件程度

(4) 受付期間

平成27年5月11日(月)～平成27年5月29日(金) 正午【必着】

(5) 提出書類

別添1「提出書類フォーマット」参照

(6) 提出方法

(注1) 応募される方は、提出書類を所定様式により作成の上、紙媒体を正本1部、副本1部、及び電子媒体(CD-ROM形式)1部を上記の受付期間内に「7. 提出先・問合せ先」に記載する提出先まで持参もしくは郵送(宅急便やバイク便含む)にて提出してください(受付期間内に到着のこと)。FAX及び電子メールによる提出は受け付けません。また資料に不備がある場合は、審査対象となりませんので、注意して記入してください。

(注2) 締切を過ぎての提出は受け付けられません。配達等の都合で締切までに届かない場合がありますので、締切の期限に余裕をもって送付してください。

(注3) 郵送の際には、配達記録が確認できる方法(例:簡易書留、宅配便等)にてお送りいただきますようお願いいたします。

(7) 個人情報の取扱い

応募に関連して提供された個人情報については、個人情報の保護に関する法律および関連法令を遵守するとともに、本事業の目的の達成に必要とされる範囲で利用します。

## 5. 支援人材ワーキンググループ支援案件の審査

ワーキンググループ支援案件の審査にあたっては、ご提出頂いた書類を基に、以下の評価基準により、事務局で予備審査を行った上で、新事業創出支援関係者会議で決定します。

審査に当たっては、支援者の推薦のあるものを優先的に審査します。支援者の推薦のないものについては、支援者マッチング希望書に基づき、支援者とのマッチングを図ります。

審査は非公開で行い、必要に応じて、面談等を行うことも想定しています。

### ■ 理念・ミッション

事業の理念を明確に打ち出すことができるか。  
社会的課題や顧客の問題を意識しているか。 等

- 新規性・独創性  
社会に新たな価値を生み出す力を持っているか。  
他社との差別化を行うことができているか。 等
- 市場性  
顧客の視点を持っているか。提供する価値は明確か。  
適切な市場分析、競合分析がなされているか。 等
- 実現可能性  
事業活動・組織・資金の計画は実現可能性が高いか。  
リスクや変化への対応を考えているか。 等
- 収益性  
事業活動を継続・拡大できる収益性があるか。 等

## 6. 今後のスケジュール

応募締切 : 平成27年5月29日(金) 正午

選定結果の通知 : 今回支援者として選定された方には、同6月上旬から中旬を目途に通知します。

契約の締結 : 別途決定される事務局と契約書を締結していただきます。

## 7. 申請提出先・問い合わせ先

株式会社野村総合研究所

「先端課題対応型ベンチャー事業化支援等事業」事務局

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 1-6-5 丸の内北口ビル 9F

Tel : 03-5533-2703 (受付時間 : 平日 9:30~12:00、13:00~17:00)

Mail : [sentan-vb-jimu@nri.co.jp](mailto:sentan-vb-jimu@nri.co.jp)

## 8. その他

本事業の委託元である経済産業省では、支援事業者がベンチャー企業等に対する経営支援を通じて新事業の創出を図る事業に要する経費を補助する「中小企業新事業創出促進対策事業費補助金」に関して、支援事業者とベンチャー企業等の公募を平成27年5月11日(月)から5月29日(金)正午まで行っています。

当該公募の詳細については、下記ホームページをご参照ください。

なお、「先端課題対応型ベンチャー事業化支援等事業」の第2次公募に応募する支援者チームと支援案件におかれては、この「中小企業新事業創出促進対策事業費補助金」に係る公募にも応募することが可能です。

<http://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/strategy/articles/vs/h26-middle-business-support-budget.html>

以 上